

上越地域消防事務組合建設工事請負業者指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上越地域消防事務組合が行う建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び調査測量設計（以下「工事等」という。）の指名競争入札又は随意契約に参加する資格を有する人及び団体（以下「有資格業者」という。）に対して、指名業者又は随意契約の協議の相手方の選定対象から除外（以下「指名停止」という。）するに必要な事項について定める。

(準用)

第2条 工事等の有資格業者に対する指名停止については、上越市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成7年4月1日実施）の規定（同要領中第6条、第8条の審査委員会に関する部分、別表第2第12項の規定を除く。）を準用する。

附 則

この要領は、平成29年12月7日から実施する。